

No.	第5回追加事業	補助・単独	事業の区分	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A							成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	地域住民への周知方法(HP、広報紙など)	参考資料	備考①(地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考②(事業の終期が令和4年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分			
																		総事業費	B												補助対象外経費		
																			補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付金関連事業費	D'		E 起債予定額								F その他	
																						D' 国のR2予算分(交付限度額①、②、事業者支援分(市町村))	D'' 国のR3予算分(交付限度額③、④、事業者支援分(都道府県))										
39	○	補		12	学校保健特別対策事業費補助金	文科	(学校等における感染症対策等支援事業) ①小・中学校において感染症対策等を徹底し、集団感染等を防止しながら児童生徒の学習を保障するため必要な衛生物品の整備や密集軽減に係る取組等を実施する。 ②感染防止のための衛生用品、備品購入に要する経費 ③ 1,800千円×3校= 5,400千円 1,350千円×2校= 2,700千円 900千円×24校=21,600千円 Fその他は基金繰入金 ④地方公共団体(市内小中学校)	-	-	-	-	-	-	-	③-I-3. 感染防止策の徹底	②いずれも該当しない	R4.3	R4.4以降	29,700	29,700	14,850	13,000			13,000	1,850		感染症予防対策購入学校数:29校	市HP			資材の確保に時間を要するため。	R3補正(国)
40	○	補			新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	厚労	①「生活困窮者自立相談支援事業」を委託している市社会福祉協議会において、新型コロナウイルス感染症の影響により、住居確保給付金の申請処理や緊急小口資金等の貸付業務など事務量が増加しているため、当該支援事業の体制強化を図り、住居確保給付金等の給付事務等を迅速かつ適切に実施する。 ②委託料の増額(市社協事務職員の臨時的任用)に要する経費 ③委託料の増額内訳:給料1,800千円、職員手当等260千円、共済費354千円、合計2,414千円 ④大田原市社会福祉協議会	-	-	-	-	-	-	②-II-9. 家計の暮らしと民需の下支え	②いずれも該当しない	R3.4	R4.3	2,414	2,414	1,810	604	604						相談処理及び申請処理件数の増加	市HP				R2補正(国)
41	○	単	通常事業		子育て世帯への臨時特別給付金(市独自支援分)		①国基準日以降の離婚及び所得制限により「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取ることができなかった市民に対して、市独自で給付金を支給し、子育て家庭の負担軽減を図り、子どもへの健やかな成長を支援する。 ②給付金及び給付に係る事務費 ③・基準日以降離婚世帯(児童) 給付金100,000円×30人=3,000千円 ・所得制限該当世帯(児童) 給付金50,000円×615人=30,750千円 ④国の給付金を受け取ることができなかった対象児童の保護者(市民)	-	-	-	-	○	-	③-I-5. 生活・暮らしへの支援	②いずれも該当しない	R4.2	R4.3	33,750			33,750			33,750				給付額:33,750千円	市HP	個人を対象とした給付金となるが、支給の対象は、国の基準により給付金を受け取ることができなかった子育て世帯であり、給付金を支給することにより子育て世帯への経済的負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援する。		R3補正(地)	